

3 / 1 1 (月) の行事

報道発表資料の配付日時 3月7日(木) 15時30分

発表項目 (行事名)	「第1回受動喫煙防止対策専門部会」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>この度、第1回受動喫煙防止対策専門部会を次のとおり開催することとしたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開催日時 平成31年3月11日(月) 15時00分から17時00分まで</p> <p>2 開催場所 北海道立道民活動センター「かでの2・7」10階 1050会議室</p> <p>3 出席者(予定) 受動喫煙防止対策専門部会委員及び特別委員 12名 辻副知事、健康安全局長、地域保健課がん対策等担当課長ほか</p> <p>4 議題 (1) 改正健康増進法による受動喫煙対策について (2) 北海道の現状について (3) 他県の条例について (4) 今後の条例検討の進め方について</p>		
参考	受動喫煙防止対策専門部会は、道民の健康づくり推進協議会設置要領に基づき設置。		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 当日の取材については、会場の都合上、席に限りがありますので、事前申込制とさせていただきます。3月11日(月)の正午までに下記担当へご連絡ください。</p> <p>○ 取材は、原則として各社記者1名(ムービーカメラは必要最小限)でお願いします。</p> <p>○ 撮影を行うに当たっては、現地係員の指示に従ってください。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	同時レク	

担当(連絡先)	保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくりグループ (担当者:菊地) TEL 011-204-5767 (内線25-509)		
---------	--	--	--

第1回 受動喫煙防止対策専門部会 委員名簿

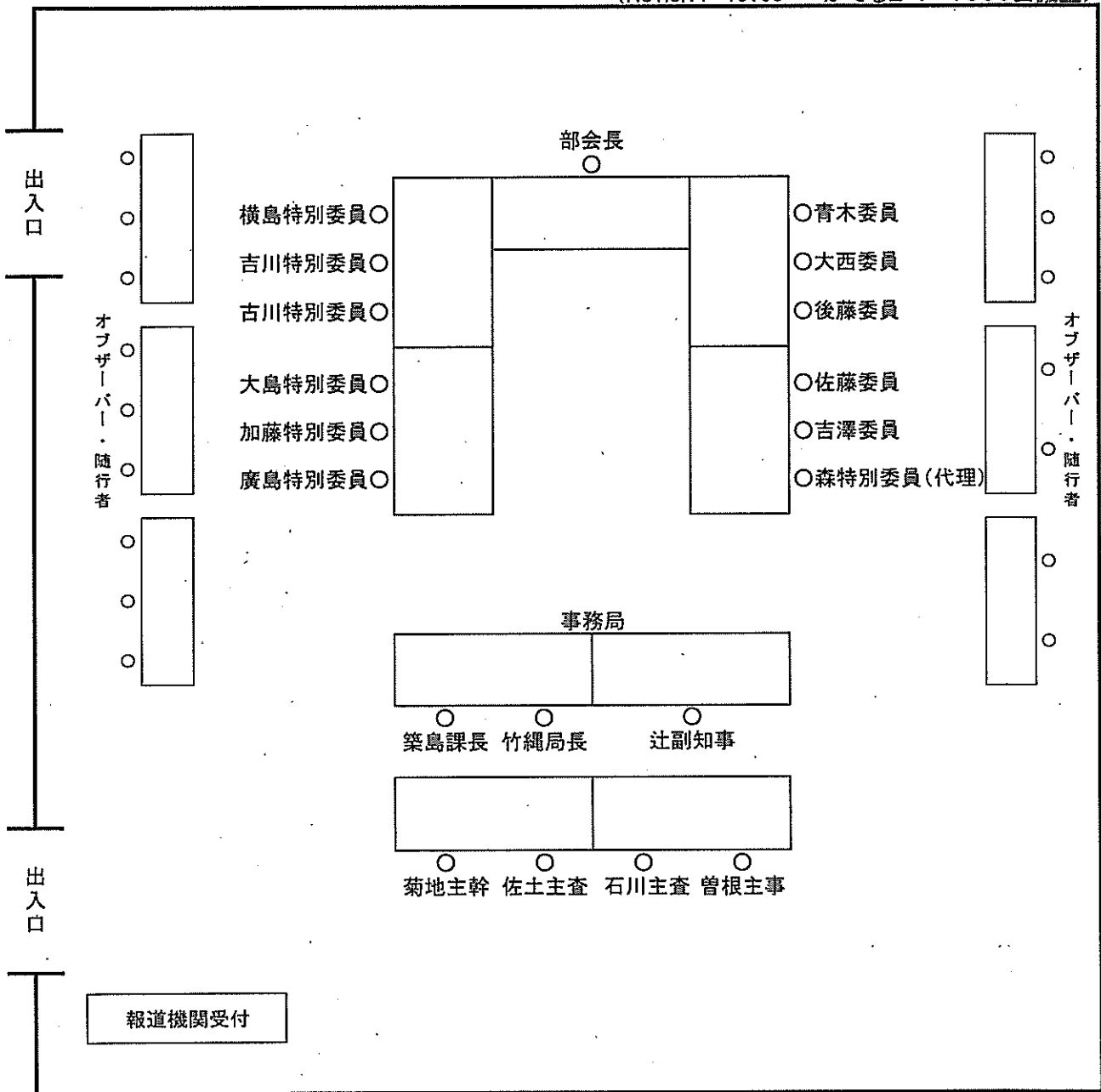
(H31.3.11 15:00～ かでる2・7 1050会議室)

役職	所属・職名	氏名	備考
委員	(一社)北海道歯科医師会 常務理事	青木 秀志	
委員	札幌医科大学医学部 教授	大西 浩文	
委員	(一社)北海道医師会 常任理事	後藤 聡	
委員	(公社)北海道労働基準協会連合会 専務理事	佐藤 尚	
委員	北海道町村会 事務局長	山内 康弘	欠席
委員	北海道市長会 事務局長	吉澤 政昭	
特別委員	北海道商工会連合会 総務部長	横島 義人	
特別委員	北海道商工会議所連合会 業務推進部長	吉川 直克	
特別委員	北海道生活衛生同業組合連合会 事務局長	古川 勲	
特別委員	日本たばこ産業株式会社 北海道支社 リレーション推進部社会環境推進担当部長	大島 康志	
特別委員	北海道がんセンター 院長	加藤 秀則	
特別委員	北海道保健所長会 胆振総合振興局保健環境部長	廣島 孝	
特別委員	北海道教育庁教育職員局福利課 主幹	森 久昌	代理出席

事務局	副知事	辻 泰弘	
	保健福祉部健康安全局長	竹縄 維章	
	保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長	築島 恵理	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主幹	菊地 みさき	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主査	石川 雅子	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主査	佐土 和也	
	保健福祉部健康安全局地域保健課主事	曾根 知世	

第1回 受動喫煙防止対策専門部会 配席図

(H31.3.11 15:00～ かでる2・7 1050会議室)



受動喫煙防止対策専門部会設置要領

1 目的

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の推進に係る受動喫煙の防止対策などの必要な事項を検討するため、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(1)に基づき、受動喫煙防止対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 協議事項

- (1) 受動喫煙の防止に関する効果的な対策の検討
- (2) 健康増進の推進に向けた普及啓発
- (3) その他受動喫煙防止対策に関し必要な事項

3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ招集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

4 運営

- (1) 会議は、道民の健康づくり推進協議会設置要領5の(3)に基づき、道民の健康づくり推進協議会の委員長が招集する。
- (2) 部会長が必要と認めたときは、部会委員以外の者を部会に出席させ、意見を述べ、または説明させることができる。

5 その他

- (1) 部会の事務は保健福祉部健康安全局地域保健課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月5日から施行する。